

# 新型コロナウイルス感染症に関する各種支援・窓口等のご案内

## 個人・世帯向け

	支援策	概要	お問い合わせ先
給付	子育て世帯への臨時特別給付金	現在、児童手当を受給している世帯への給付 (所得制限で月額5千円受給の世帯は対象外) 子供1人 10,000円	こども家庭課 TEL 098-939-1212(代表)
	住宅確保給付金	離職・休業等により収入が減少し、家賃の支払いが困難になっている市民へ一定額を上限に家賃を支給 3カ月から最長9カ月	沖縄市就職・生活支援 パーソナルサポートセンター TEL 098-923-3624 ※事前に電話予約をお願いします。
貸付	生活福祉資金 緊急小口資金 特例貸付	新型コロナウイルスの影響による休業等により、緊急かつ一時的な生計維持のために必要な少額の費用の貸付	沖縄市社会福祉協議会 TEL 098-937-3385  ※完全予約制です。 必ず電話でご予約後に来所ください。
	生活福祉資金 総合支援資金 特例貸付	新型コロナウイルスの影響による失業等により、生活が困窮し、日常生活の維持が困難な世帯への生活費用の貸付	

## 企業・事業者向け

	支援策	概要	お問い合わせ先
助成・給付	持続化給付金	新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対する給付金 最大 法人 200万円 個人事業者 100万円	持続化給付金事業コールセンター TEL 0120-115-570
	雇用調整助成金	事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用に対する助成金 上限 日額 8,330円/人	ハローワーク沖縄 TEL 098-939-3200(31#) または 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金 コールセンター TEL 0120-60-3999
	沖縄県 新型コロナウイルス 感染症防止対策 関連支援金	協力支援金 4/24～5/6まで、特定施設の使用停止などの休業要請に対応して、全期間休業した事業者へ支給 1事業者 20万円	沖縄県支援金等相談センター TEL 098-851-9990
	うちなーんちゅ 応援プロジェクト	飲食店向け緊急支援金 特措法に基づく休業要請の対象事業とならない飲食店(居酒屋を含む)を営んでいる事業者を対象に支給 1事業者 10万円	
		小売業等向け緊急支援金 特措法に基づく休業要請の対象事業とならない小売業等で、売り上げが減少している事業者を対象に支給 1事業者 10万円	
	小学校休業等 対応助成金	小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金 上限 日額 8,330円/人	学校等休業助成金・支援金、 雇用調整助成金コールセンター TEL 0120-60-3999
貸付・保証	支援策等		お問い合わせ先
	中小企業・小規模事業者等に対するセーフティネット保証等の申請・相談・案内など		商工振興課 TEL 098-929-3300
	農林漁業者等に対する各種支援の申請・相談・案内など		農林水産課 TEL 098-939-1212(代表)

※上記以外にも、各省庁等において、各種支援策が実施されます。最新の情報は、各公式ホームページ等でご確認ください。

# 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口のご案内

## 相談窓口

相談内容等	お問い合わせ先
新型コロナウイルスの予防・検査・医療に関する相談 [24時間対応]	沖縄県電話相談窓口 コールセンター TEL 098-866-2129
新型コロナウイルスに関する健康相談	市民健康課 TEL 098-939-1212 (代表)
新型コロナウイルスに関する健康相談(こども・妊産婦)	こども相談・健康課 TEL 098-939-1212 (代表)
新型コロナウイルスに便乗した悪徳商法や詐欺などの相談	沖縄市消費生活センター (平日) TEL 098-929-3140 消費者ホットライン (土日・祝日) TEL 188
新型コロナウイルスの影響による離職や収入減などによる家計や仕事、住まいなどの困りごとに関する相談	沖縄市就職・生活支援パーソナルサポートセンター TEL 098-923-3624
配偶者や恋人からの暴力(DV)に関する相談	DV相談ナビダイヤル TEL 0570-0-55210 DV相談+(プラス) TEL 0120-279-889
子育ての悩み、虐待に関する相談	児童相談所虐待対応ダイヤル TEL 189
新型コロナウイルス感染症に関連した不当な偏見や差別、いじめ等に関する相談	みんなの人権110番 TEL 0570-003-110 子どもの人権110番 TEL 0120-007-110 女性の人権ホットライン TEL 0570-070-810
新型コロナウイルスに関する相談についての外国人旅行者向けのコールセンター 対応言語/英語、中国語、韓国語、日本語	コールセンター TEL 050-3816-2787

新型コロナウイルス感染症について、SNSなどにおいて、患者個人の特定につながる内容の掲載や誹謗中傷、個人のプライバシーに関する情報配信など、人権侵害にあたる行為が報告されています。

感染した方や治療にあたっている医療関係者、そのご家族などに対する不当な差別や偏見、いじめなど、決して許されるものではありません。

新型コロナウイルスは、誰にでも感染する可能性があります。自分自身や家族にも起こりうることだと考え、国等からの正しい情報をご確認いただき、冷静な行動をお願いいたします。

### 市民健康課より 健康づくり ノート

### 感染拡大防止のため引き続き感染対策を徹底しましょう!

#### 新型コロナウイルス感染症～感染拡大を予防するために～

新型コロナウイルス感染症について、自らを感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染をさせないことが重要です。そのために、今後は感染拡大を予防するための「新しい生活様式」が求められます。市民の皆さまお一人おひとりのご協力をお願いします。

#### 新しい生活様式(実践例)

##### 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- 身体的距離の確保
- 3密の回避(密集、密接、密閉)
- 毎朝家族で体温測定、健康チェック
- 発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅療養
- 屋内や会話をするとき、症状がなくてもマスクを着用



##### 日常生活の各場面別の生活様式

- 買い物**
  - 1人または少人数ですいた時間に
  - 計画をたてて素早く済ます
  - サンプルなど展示品への接触は控えめに等
- 食事**
  - 持ち帰りや出前、デリバリーも活用する
  - 大皿は避けて、料理は個々に盛る
  - 料理に集中、おしゃべりは控えめに等



市民健康課 (内線2241)